

令和 3 年度

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算 及び
福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算

職場環境要件の提示(見える化)について

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、介護サービスの情報公開制度・障害福祉サービス等情報公表制度や事業者のホームページを活用する等して、外部から見える形(以下「見える化」という。)で公表することになっています。つきましては、見える化の要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

分類	内容
資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、認知症ケア研修、サービス提供責任者研修、強度行動障害支援者養成研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員(福祉・介護職員)の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者又は障害福祉サービス事業者に限る)
	<input type="checkbox"/> その他:
労働環境・ 処遇の改善	<input checked="" type="checkbox"/> 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	<input checked="" type="checkbox"/> ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員(福祉・介護職員)の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	<input type="checkbox"/> 介護職員(福祉・介護職員)の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	<input type="checkbox"/> 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> ミニマインク等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員(福祉・介護職員)の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
<input type="checkbox"/> その他:	
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 介護サービス情報公表制度又は障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	<input type="checkbox"/> 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	<input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	<input checked="" type="checkbox"/> 非正規職員から正規職員への転換
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の増員による業務負担の軽減
<input type="checkbox"/> その他:	

加算の取得状況について

加算名	介護サービス	障害福祉サービス
介護職員等特定処遇改善加算 I 又は福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I	介護老人福祉施設	居宅介護
	介護老人保健施設	同行援護
	地域密着型特定施設入居者生活介護	-
	(介護予防)通所リハビリテーション	-
	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	-
	訪問介護	-
介護職員処遇改善加算 I 又は福祉・介護職員処遇改善加算 I	介護老人福祉施設	居宅介護
	介護老人保健施設	同行援護
	地域密着型特定施設入居者生活介護	短期入所(老健療養介護)
	(介護予防)通所リハビリテーション	-
	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	-
	訪問介護	-